

北海道告示第 10407 号

北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号。以下、「条例」という。）第 3 条の 3 第 1 項の規定により、浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）が作成されたので、条例第 3 条の 5 に基づき、告示する。

令和 6 年 3 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 九電みらいエナジー株式会社
代 表 者 の 氏 名 代表取締役 水町 豊
主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区薬院三丁目 2 番 23 号 KMG ビル 8 階
- 2 第一種事業の名称、種類及び規模
名 称 浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画
種 類 風力（陸上）発電所の設置の工事
規 模 出力 最大 25,800 kW
- 3 事業実施想定区域
枝幸郡浜頓別町
- 4 条例第 3 条の 4 第 2 項の規定による第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
枝幸郡浜頓別町及び枝幸町
- 5 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

| 場 所 | 期 間 | 時間 |
|---|--|----------------------------------|
| 北海道環境生活部環境保全局環境政策課 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課 北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課 北海道日高振興局保健環境部環境生活課 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 北海道根室振興局保健環境部環境生活課 | 令和 6 年 3 月 8 日（金） から同年 4 月 8 日（月） まで（日曜日、土曜日及 び国民の祝日に関する法 律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除 く。） | 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで |

| | | |
|-----------------|---|----------------------------|
| 浜頓別町役場 枝幸町役場 | 令和6年3月8日（金） から同年4月8日（月） まで（日曜日、土曜日及 び国民の祝日に関する法 律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日を除 く。） | 午前8時30 分から午後5 時15分まで |
|-----------------|---|----------------------------|

6 第一種事業を実施しようとする者のホームページアドレス

<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/439>

7 配慮書についての意見書の提出

道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。））は、配慮書について環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

令和6年4月22日（月） 当日消印有効

(2) 提出先

〒810-0022

福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル8階

九電みらいエナジー株式会社 業務推進本部 発電総括・環境部

(3) 意見書に記載する事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境保全の見地からの意見

なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。